月刊　企業再生サポート情報　№０３０

2012.09.24

「セーフティーネット保証５号」の指定業種が変更になりました

中小企業診断士　**佐々木文安**

平成２４年８月３１日に、中小企業庁より平成２４年下半期の中小企業金融支援策が４本柱で下記の通り発表になりました。この中で大きな変更は、セーフティネット保証５号の指定業種が、これまでは原則全業種で利用可能であったものが（中分類で認定）、この１１月１日から業況が改善した業種が除かれることになります。（小分類で認定）。従って、この指定から除かれる業種に属していて借入金を必要とする業績不振先は、１０月末までに認定を受けることが必要です。

なお、ソフトランディング措置として、現在の基準に加えて最近の売上高等がリーマンショック前（４年前）比５％以上減少でも良いと緩和されました。

【1．セーフィティネット保証5号の活用】

・認定基準は、下記の通り従来と変わりません。

①最近３か月間の月平均売上高等が前年同期比５％以上減少している中小企業者。

②製品等原価のうち２０％を占める原油等の仕入価格が２０％以上、上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない中小企業者。

③円高の影響によって、原則として最近１か月の売上高等が前年同月比１０％以上減少し、かつその後２か月を含む３か月の月平均売上高等が前年同期比で１０％以上減少することが見込まれる中小企業者。
＊最近２か月の売上高等の実績値とその翌月を含む３か月間の見込値でも可
＊円高による売上高減少の場合は、その理由を記述した書面必要

・しかし、前述の通り業況が改善した業種は除かれます。

例えば、パッケージソフトウェア業やゲームソフトウェア業は対象になりますが、受託開発ソフトウェア業や情報処理・提供サービス業は対象から外れます。日本料理店、料亭、その他の専門料理店は対象ですが、中華料理店、ラーメン店は対象から外れます。また、従来申し込みが多かった広告業や広告制作業も対象から外れますので、注意が必要です。

【2．東日本大震災復興緊急保証、小口零細企業の保証等の活用】

・認定基準は、従前と変わりません。しかし、申込者は減っています。

【3．セーフティネット貸付の活用】

・日本政策金融公庫による融資です。保証融資と併せて利用することをお勧めします。

【4．経営力強化保証制度の創設（中小企業の体質強化策）】

・本年１０月から創設された制度です。
・中小企業が外部の専門家（金融機関、税理士等）の力を借りながら、経営改善に取り組む場合に、保証料を減免する新たな制度です。

以上の通りですが、ご不明がある場合は、企業再生チーム・佐々木までお問い合わせください（E-Mail:fumiyasusasaki@yahoo.co.jp）。

以上

お問い合せは「ビジネス会計人クラブ・事務局」へお願いいたします。
B.A.C『企業再生・整理・再起』支援チーム　http://kigyo-saisei.seesaa.net/

リスクカウンセラー　細野孟士／中小企業診断士　佐々木文安／弁護士　安達一彦
司法書士　星野文仁／司法書士　原内直哉／社会保険労務士　川端重夫／税理士 宮森俊樹／弁理士　酒井俊之